

# 稲の作付制限に係るQ & A

平成23年4月23日  
福島県農林水産部

## Q 1 稲の作付制限が設定された地域はどこか

(答) 稲の作付制限については、4月8日に原子力災害対策本部が福島第一原子力発電所の事故に伴う避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌の放射性セシウムの米への移行の指標からみて、生産した米(玄米)が食品衛生法上の暫定規制値(500Bq/kg)を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うこととするとの考え方を示しておりましたが、4月22日に原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」を指示するとともに「避難指示区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」における平成23年産の稲の作付けを控えるよう指示しました。

※「避難指示区域」：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域

田村市の一部(都路町の一部)、南相馬市の一部(小高区、原町区の一部)、檜葉町の一部、富岡町、川内村の一部、大熊町、双葉町、浪江町の一部、葛尾村の一部。

「計画的避難区域」：葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、避難指示区域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域)を除く。

「緊急時避難準備区域」：広野町、檜葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、避難指示区域(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域)を除く。

## Q 2 稲の作付制限地域内で、稲以外の作物の作付をしてもよいか

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。

ただし、「計画的避難区域」では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。

また、「緊急時避難準備区域」でも、自主的避難や区域に立ち入る際は常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

## Q 3 「緊急時避難準備区域」では、稲以外の作物の作付制限はされないとのことですが、農作業を行う場合の注意点はありますか

(答) 農作業者の安全性確保のため、放射性物質が含まれるおそれのある粉じんの吸入や土壌・水との接触をできるだけ避けるようにするため、以下の点に注意し農作業を行うことが望ましいと考えられます。

- ①マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用する。
- ②農作業後に手足、顔等の露出部分の洗浄を励行する。
- ③屋外作業の後、屋内作業を行う場合には、服を着替えるなど、ちり、ほこり等を持ち込まないようにする。

**Q 4 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」で稲の作付制限が発表されたが、その区域で稲を作付けし販売（又は自家用）することはできないのか**

(答) 稲の作付制限は、福島第一原子力発電所の事故に伴う「避難指示区域」及び「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」に対して、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長から指示されたものであることから、販売・自家用の有無にかかわらず稲の作付けを控えてください。

**Q 5 「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」で稲の作付制限が発表されたが、現在、栽培出荷している農作物の取り扱いはどうなるのか**

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。  
ただし、「計画的避難区域」では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。  
また、「緊急時避難準備区域」でも、自主的避難や区域に立ち入る際は常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

**Q 6 稲の作付制限地域で稲以外の作物を作付した場合、収穫物の放射性物質が食品衛生法の暫定規制値未満であれば出荷販売することができるのか**

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われませんが、「計画的避難区域」では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。  
また、「緊急時避難準備区域」では、作付けが可能ですが、収穫後の検査で、放射性物質が食品衛生法上の暫定規制値を超えた場合には、出荷制限を行うこととなりますので、緊急時モニタリング検査の情報等に留意してください。

**Q 7 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」以外の地域で、作物を作付けした場合、自由に販売（又は自家用）することができるのか**

(答) 稲の作付制限地域以外の地域では、稲を含む全ての作物の作付けが可能ですが、収穫後の検査で、放射性物質が食品衛生法上の暫定規制値を超えた場合には、出荷制限を行うこととなります。  
なお、国は出荷制限を行う場合は、適切な補償を行うこととしております。

**Q 8 稲の作付制限地域の農地が荒れないように、作業（除草等）をしてもよいのか**

(答) 稲の作付制限地域では、稲以外の作物については作付制限は行われません。  
ただし、「計画的避難区域」では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付や作業等は困難になると考えられます。  
また、「緊急時避難準備区域」でも、自主的避難や区域に立ち入る際は常に緊急時

に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物の作付や管理作業等を行う場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

**Q 9 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」で稲の作付制限が発表されたが、いつ解除されるのか**

(答) 稲の作付制限は、平成23年産の稲の作付けを制限するものです。

なお、国は、「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」の設定のあり方については、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で見直しを行うとしております。

**Q10 稲の作付制限が設定された地域では、どのような補償が行われるのか**

(答) 国は、稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととしております。

なお、県としても農家に対する十分な補償措置を講ずるよう国へ要望しております。

**Q11 これまで屋内退避区域に入っていて、今回、緊急時避難準備区域からはずれたが、今年の稲の作付けが間に合わない可能性もあるが補償してもらえるのか**

(答) 「緊急時避難準備区域」は稲の作付が制限されるので、補償がなされるものと見込まれます。「屋内退避区域」のうち「緊急時避難準備区域」からはずれた場合の補償は明らかでないが、国は「稲の作付に関する考え方」の中で「屋内退避区域の稲の作付けを制限し、適切な補償が行われるよう万全を期す」としておりますので、県としても、国や東京電力に補償を求めてまいります。

**Q12 「緊急時避難準備区域」に住んでいるが、稲の作付制限に設定された地域以外の地域にある農地に作物を作付けし、出荷販売をして良いのか**

(答) 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」以外の地域は、作付制限は行われませんので、作物の作付及び出荷販売を行うことが可能です。

**Q13 「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に農地を所有（又は借地）しているが、区域以外に住み通勤農業を行うことはできるのか**

(答) 「計画的避難区域」では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。

また、「緊急時避難準備区域」における稲以外の作物の作付けについては、作付制限が行われませんので通勤農業が可能です。自主的避難や区域に立ち入る際は常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

**Q14 「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に隣接する場所に農地を所有しているが、農作物を作付けしても大丈夫か**

(答) 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」以外の地域では、作付制限は行われませんので、作物の作付及び出荷販売を行うことが可能です。

**Q15 これまで屋内退避区域に入っていて、今回、「緊急時避難準備区域」等に指定されなかった地区は、稲等の作付制限から除外されるが、農作物を作付けしても大丈夫か**

(答) 「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」以外の地域では、作付制限は行われませんので、作物の作付及び出荷販売を行うことが可能です。

**Q16 国の災害対策本部が4月8日に示した「稲の作付に関する考え方」とは**

(答) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う「避難指示地域」、「屋内退避地域」に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度からみて、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値(500Bq/kg)を超える可能性の高い地域については稲の作付け制限を行うこと、これ以外の地域では稲の作付を行って差し支えないが、収穫時に米の分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合には出荷制限が行われます。

なお、出荷制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととしております。

**Q17 「避難指示区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」は、どのように設定されたのか**

(答) 「避難指示区域」は、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故により、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規程に基づき、内閣総理大臣が平成23年3月12日に指示しました。

また、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」は、国と地元自治体が事前調整したうえで原子力災害対策本部長が平成23年4月22日に指示しました。